平成２１年（フ）第６７５号
大阪府柏原市大正１丁目２番２号
破産者　山嵜　隆子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２８号
堺市堺区甲斐町西１丁２番33号　宿院スカイハイツ502号
破産者　村元　清二
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４３７号
神戸市須磨区西落合４丁目１番220―401号
破産者　竹本　一夫
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９２７号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　志染団地９号棟304号、開始決定時の住所兵庫県三木市宿原257番地の２
破産者　木下建装こと　木下　茂樹
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８５号
神戸市東灘区御影郡家１丁目４番４号
破産者　髙橋　一郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０２号
神戸市北区星和台１丁目16番地の26
破産者　日向　善子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５２号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―1305号
破産者　福島　具美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７０５号
兵庫県尼崎市南塚口町２―34―14、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市苦楽園三番町１番27号
破産者　髙橋佳世子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市南塚口町２―34―14、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市苦楽園三番町１番27号
破産者　髙橋　義昇
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４１３号
兵庫県西宮市今津出在家町10番２―51号
破産者　奥村サカエ
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４２０号
兵庫県尼崎市大庄北５丁目５番23号
破産者　松本　定吉
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３１号
兵庫県尼崎市西本町北通５丁目151番地、前住所地滋賀県近江八幡市多賀町372番地の２
破産者　佐竹　紀郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３２号
兵庫県尼崎市西本町北通５丁目151番地、前住所滋賀県近江八幡市多賀町372番地２
破産者　佐竹　智子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３１７号
奈良市神殿町187番地の４
破産者　木田　啓子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上橋津389番地１
破産者　河金　俊則
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５３６号
徳島県阿波市吉野町柿原字二条166番地
破産者　河野　六三
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９３１号
熊本市下硯川町1456番地　メゾンＳＡＫＡＩ２－Ｂ
破産者　森山　知美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４６２号
熊本市戸島７丁目16番46号
破産者　吉村千津子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３７９号
札幌市西区八軒９条西10丁目５番18号　グランドール小林202号、開始決定時の住所北海道石狩市花川北３条２丁目159番地
破産者　中川誠司郎
1　決定年月日　平成21年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部